

B型・C型肝炎ウイルスによる 慢性肝炎・肝硬変と診断された方へ

熊本県では、B型・C型肝炎ウイルスによる肝炎・肝硬変と診断され、治療を始める場合、対象医療費の一部を助成する制度があります。

助成対象となる方

- ・熊本県内にお住まいの方（住民票上の住所が熊本県内の方）
- ・公的医療保険に加入している方（国民健康保険など）
- ・県が指定する医療機関で、B型・C型肝炎ウイルスによる慢性肝炎や肝硬変で治療が必要と判断された方
- ・申請後、県の審査会で認定された方

認定後の自己負担月額

- ・認定後に県が発行した受給者証を県と契約した医療機関又は薬局に提示すると、認定された期間は対象となる医療費（裏面に記載）のひと月の自己負担の上限額が1万円又は2万円となります。

世帯全員の市町村民税（所得割）課税年額	自己負担限度額（月額）
235,000円以上	2万円
235,000円未満	1万円

申請から認定までの流れ

- 1 県が指定した医療機関で、診断書（指定の様式）を記載してもらう。
- 2 申請書や診断書など申請書類一式（裏面に記載）を県に提出する。
※健康危機管理課へ郵送。最寄りの保健所又は健康危機管理課への持参でも構いません。
- 3 県が認定審査会で審査を行う。
- 4 認定後、県から肝炎治療受給者証が郵送される。
※不認定の場合は、その旨を記載した文書を送付します。

詳細は
裏面又はHPを
ご覧ください



申請に必要な書類

- ①肝炎治療受給者証交付申請書（別紙様式1の1）
- ★②医師の診断書（別紙様式2の1～2の6のいずれか）
※熊本県が指定した医療機関が発行したものととなります。
- ③健康保険証の写し（住所や負担割合等に変更がない場合に限る）
※マイナ保険証の方は「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」又はマイナポータルの「資格情報画面」等
(県庁・保健所には、マイナ保険証を読み取る機械はありませんので、御準備をお願いします。)
※マイナンバーを提出する場合省略可。その場合、別途マイナンバー提供書が必要となります。
- ★④世帯全員の住民票の写し（原本、コピー不可）
※「この住民票は世帯全員分の写しです」という記載が必要となります。
- ★⑤世帯全員の市町村民税課税年額を証明する書類（15歳以下は不要）
※マイナンバーを提出する場合省略可。その場合、別途マイナンバー提供書が必要となります。
- ★⑥医師の意見書（別紙様式2の7）
※インターフェロンフリー治療不成功後のみ必要となります。

※このほかにも必要な書類を求める場合があります。

★がある書類は、記載された日から3か月以内のものを提出してください。

対象となる医療費

- ・ 県と契約した保険医療機関（指定医療機関及び治療実施医療機関）又はすべての保険薬局で行われた、次の治療を行うために必要な初診料、再診料、検査料等で保険適用のもの

- ◇ B型ウイルス性肝炎のインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療
- ◇ C型ウイルス性肝炎のインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療

※ウイルス性肝炎の治療に関係のない治療は助成対象外です。

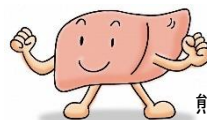
助成期間

- ・ 申請月の初日又は申請者の指定した月の初日から1年以内

※治療予定期間に即した期間となります。

新規申請時に開始月を指定する場合は、申請された月以降しか指定できません。

下記にお問合せください。



熊本県マスコット
カンゾーくん

【提出・お問合せ先】

熊本県健康福祉部 健康危機管理課 ☎096-333-2783

〒862-8570 (住所の記載を省略できます。)熊本市中央区水前寺6-18-1